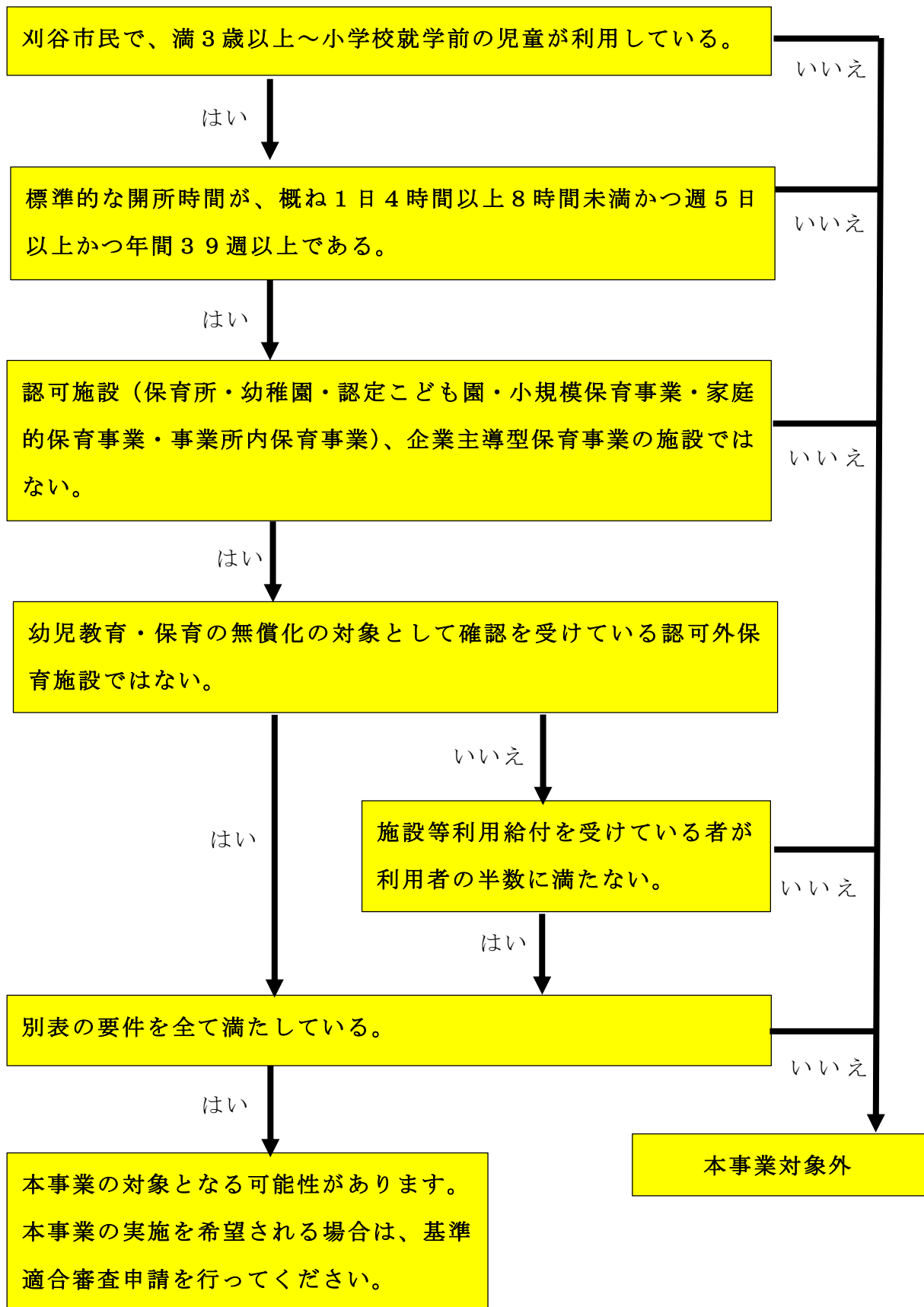


刈谷市多様な集団活動事業の利用支援補助制度

対象施設等確認フローチャート



別表

刈谷市多様な集団活動事業の対象施設等の基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	(1) (2) 以外の場合 集団活動に従事する者の数が、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上（それぞれ小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで算出し、その合計の端数（小数点以下第1位）を四捨五入して算出）であること。ただし、常時2人以上でなければならない。 (2) 建物がなく、主に屋外において自然体験活動等を実施する場合 集団活動に従事する者の数が、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上（それぞれ小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで算出し、その合計の端数（小数点以下第1位）を四捨五入して算出）に、少なくとも1人を加算した数であること。ただし、常時2人以上でなければならない。
2 集団活動に従事する者の資格	子どもの数に応じて算出される従事者の必要数のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）が、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12

	条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設等にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であること。
3 集団活動を行う建物の構造設備及び面積（建物を有する場合）	（1）集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）の面積は、おおむね子ども1人当たり1.65平方メートル以上であること。 （2）調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。以下同じ。）があること。 （3）便所には手洗設備が設けられているとともに、集団活動室及び調理室と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。 （4）必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害等に対する措置	（1）建物を有する場合 ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ウ 集団活動室を2階に設ける建物にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、集団活動室を3階以上に設ける建物にあつては同条第9号の2に規定する耐火建築物であること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、アに規定する設

	備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。 (2) 建物がない場合 ア 集団活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要と考えられる措置をとること。 イ 緊急事態（地震、落雷、豪雨等の自然災害又は熱中症警戒アラートの発表、不審者遭遇等）が発生した場合の対応方法について定め、これに対する定期的な訓練を実施すること。
5 集団活動の内容等	(1) 子ども一人一人の心身の発育及び発達状況に基づき、適切に活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。 (3) 子どもの人権擁護、虐待防止等のため、集団活動に従事する者に対し研修を行い、必要な体制を整備すること。 (4) 集団活動に従事する者は、保育所保育指針に基づくチェックリスト等による自己評価を行い、集団活動の質の向上に努めること。 (5) 子どもの身体及び活動中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、速やかに児童相談所等の関係機関と連携を図ること。 (6) 発達上の課題等、個別の支援が必要な子どもについては、活動時の記録等により個々の状況を職員間で共有し、必要に応じて関係機関と連携を図ること。

6 給食（提供する場合）	（１）子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 （２）調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7 健康管理・安全確保	（１）子どもの健康観察等を通じて日々の子どもの健康を管理するとともに、子どもの安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。 （２）医療機関との相談体制を確保すること。 （３）事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練を実施するとともに、必要な救急救命用具を常備すること。 （４）集団活動に係る移動又は送迎等のために自動車等により移動をするときは、チェックシート等により子どもの所在確認を確実に行うこと。 （５）万が一の事故への備え（人的及び物的損害等に対する補償等）として、次に掲げる限度額以上の賠償責任保険の他、必要な保険に加入すること。 ア 1回の事故につき、1億円 イ 1人の事故につき、1千万円
8 利用者への情報提供	活動の内容及び運営に関する重要事項について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9 職員及び在籍児に係る帳簿の整備	職員及び子どもの状況を明らかにする帳簿等を整備すること。
10 会計処理	（１）財政及び経営の状況について真実な内容を

	表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
--	--